

ス・サービスの病院には私的ベッドをおかな
い。私的ベッドは廃止せねばならない。何故に、負担能力のある者と然らざる者とを差別
する二つのサービス基準の存在を許すべきな
のか。政府のヘルス・サービス再組織プラン
は資本主義の非民主性をばくろしたものであ
る。労働党は、民主的に責任あるサービスを
運営し、利用者たる患者と従事者たる職員の
ニーズに答えねばならない。ヘルス・サービ
スは、必要あるときに無償で提供するもので
なければならぬ。人々は経済的余裕がある
ときに負担し病気のときには負担をしなくとも
よいような。すべての料金は廃止せねばなら
ない。まず処方箋料の廃止からはじめねば
ならぬ。」

デービッド・ワーバートン Mr. David War
burton 代議員 「全国的な薬価審査協議会を
設置し、国内外の医薬品会社を召喚する権
限をもたせ、国民保健サービスに使用される
薬価を正当な価格とする権限をもたせるべき
である。」

The Times, October 4, 1973.
(田中 寿 国立国会図書館)

安定した年金水準の保障 —西ドイツ年金の 新しい調整方法

西ドイツの第2次年金改革は、一部を除いてすでに1973年初めから実施されている。今回
の改革に際して、与党と野党であるキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)の間の対立とそれに続く妥協の産物として、年金調整方法に新しい変化がもたらされた。第2次年金改革法にもり込まれたこの点に関する規定は、調整の適用日を毎年1月1日から7月1日に変更したこと、それによってもともと1973年1月1日からに予定されていた年金調整を半年繰上げ、それだけ年金水準の改善につながったこと、および、被保険者期間40年の場合の平均年金額は、平均賃金の半分を下回らないことを原則とするが5パーセント・ポイントの差は許容して、この比率の最低を45%とすること、の2点である。

1972年1月1日からは1966—1968年平均の

賃金に対する1967—1969年平均の賃金の上昇率に対応して6.3%の年金調整が行なわれたが、第2次年金改革の一環として、1972年7月1日からさらに1967—1969年から1968—1970年へかけての賃金増加率に対応する9.5%の年金調整が行なわれ、ついで1973年7月1日から第16回年金調整法にもとづいて11.35%の年金調整が行なわれることになった。この率は従来の方式どおり1968—1970年平均と1969—1971年平均の賃金増加率に等しい。

ところで、こうした改正が行なわれるきっかけを作ったのは野党のCDU/CSUであった。1971年、第14回年金調整法案(1972年1月1日施行)の審議に際して、政府はすでに慣行となっていた方法にしたがって年金調整を提案した。それに対してCDU/CSUは修正動議を提出し、1971年裁定年金については



4.7%，それ以前に裁定された年金については11.3%の調整を行なうべきことを提案した。CDU/CSUは、被保険者期間40年の平均年金は現実の平均賃金の41%にまで低下していることを指摘しつつ、年金財政が改善しつあるときに、不況時の賃金の増加率を使って年金額の調整を行なうことは不適当であり、余裕財源を一般的な年金水準の改善にあてべきだと主張したのである。

社会民主党（SPD）は、そういう事態が生じたのは CDU/CSU が政権にあったときに起きた不況の結果にはかならないのであって、いずれ1973年、1974年には SPD 政権下での好況の効果が実って年金は、それぞれ9.5%，10.5%と改善されるはずだと反論した。年金財政の好転によって生じた余裕財源をいかなる目的に使うべきかという問題は、まさに第2次年金改革をめぐる論争の中心で、与党は年金年齢の弾力化、最低保障など年金構造の改革にあてるべきだとし、一方 CDU/CSU は一般的な年金水準の引上げに優先的に使うべきことを主張して対立した。1971年の法案審議において、CDU/CSU 修正案は239票対229

票で否決されたものの、SPD としても野党の主張を揚足とりの反論で無視するわけにはゆかなかった。たしかに被保険者期間40年の平均年金（被保険者期間を通じて平均賃金と同じ賃金水準にあった者の年金額）と現実の平均賃金（統計データの利用上、1年ずれた比較になる）との開きは、1971年には1957年改革以来最低となり、前者は後者の41.5%にさがってしまった。1957年当時はこの率が50.9%であったから、格差は大きく開いてしまったわけである。その原因の1つは、与・野党の議論のやりとりに出てきた点であるが、もう1つは、1958年第1回の年金調整が行なわれるべきときに、それを1年延期してしまったことがあげられる。その当時、1年ずらしたうえで率としては賃金の動きとそれに応する一般算定標準額の増加率に完全に一致する調整を行なうか、それとも調整率を割引きしても1958年に調整を実施するか、いずれをとるかが議論されたのであるが、結局前者が採択され、そのかわりそれ以後の時期において賃金と年金額の並行的引上げという原則は貫徹されることができたのである。その直後一時、

この1年分のずれを取り戻すことが検討されたこともあるたが実現せず1970年代にいたったのである。年金額算式によれば被保険者期間40年の場合の年金給付率は60%であるが、その基礎となる算定標準額は年金支給開始時点の賃金よりは2～4年古い時点の賃金に対応しているから、現実の賃金に対する比率は上記の年金額算式上の給付率を下回らざるえない。それが50%という数字になるのであるが、この率は第1次年金改革時の考え方には一致する。

SPD 政権は、一般年金水準改善の要求を受け入れて、前記のような改正を行なうと同時に、16回年金調整法の提案に際しては、一歩進めて完全自動調整の規定をもり込み、1973年2月9日の連邦閣議で法案を決定したが、自動調整については与党内部の反対もあって実現しなかった。結局前記のごとき年金調整だけに終るが、この結果、年金給付水準（これは新しい指標として定着した）は44.6%とかろうじて最低限界45%にすべり込むことになる。もしこの限界を下回れば必要な措置を講じて調整率を引上げなければならなくなるの

である。それが今回の改革の新機軸の一つであった。なお、上記の年金給付水準は粗賃金対比であるが、1973年の水準を純賃金（所得税、社会保険拠出金控除後）に対する百分率で推定すると60.5%になるという。

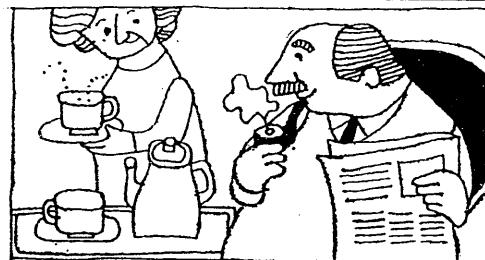
アメリカにおける 社会保険法の改正

1973年7月9日に行なわれた大統領の署名を経て、社会保険法の改正が実現された。その改正は公法93—66号に含まれている。改正の重要な柱は、現金給付の引上げ、補足的な保障所得制度の採用、および医療給付の修正などで構成されている。

まず、現金給付の引上げは、定期的に支払われる現金給付と72歳以上の老齢者に対する特殊な給付を対象としており、1974年6月から引上げられることになっている。引上げは5.9%で、この比率は1972年6月から1973年6月までの期間における消費者物価指数（C

Werner Niemeyer 'Das Sechzehnte Rentenanpassungsgesetz mit der neuen Rentenniveausicherungsklausel' *Bundesarbeitblatt*, Juli/August 1973,
その他同誌他号の諸論文参照)

（保坂哲哉 社会保障研究所）



PI の変化にもとづいて決定されている。

給付と拠出の算出基礎とされる所得の上限も、現在の年額 12,000 ドルから 1974 年には 12,600 ドルに引上げられる。また、給付の受給に評価される所得控除は、1974 年以後従来の 2,100 ドルから 2,400 ドルに増額される。

1974 年 7 月から、補足的保障所得制度 (supplementary security income—SSI) に用いられる基準が若干引上げられる。つまり、その支給基準は単身者で月額 130 ドルから 140 ドルへ、夫婦者で 195 ドルから 210 ドルとなる。

この基準引上げ以外に、SSI の制度では、州の扶助を受給している人びとを保護する改正が含まれていた。1974 年 1 月から、1973 年 12 月現在における所得水準で、同月に老齢、盲目、もしくは廃疾の公的扶助受給者として登録されていた人びとの所得を維持させるために、各州は連邦政府の保健・教育・福祉省と協約を結ばなければならないことになる。この協約により、連邦政府の補足的支払いが改正されると、同様に、州の規定も改正されることになる。

医療給付では、公的扶助による医療扶助について、資格条件、適用などの改善を行ない、受給者の保護が配慮されている。なお、上述した以外に、給付の受給者を扶養家族、とくに養子の取扱いにかんする改正も含まれていた。

Social Security Act Amended, *Social Security Bulletin*, Vol. 36, No. 9, September 1973, pp. 1—2.

（平石長久 社会保障研究所）